



募集型企画旅行条件書

1. 本旅行条件書の趣旨

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。この取引条件説明書に定めのない事項は本旅行業約款募集型企画旅行契約の部により、当社旅行業約款をご希望の際は、当社にご請求ください。

2. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、(株) エステーエトラベル(東京都渋谷区幡ヶ谷 2-7-2 観光庁長官登録旅行業 937 号、以下「当社」といいます)が、募集する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社が募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び標準旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。
- (3) 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関その他の旅行に関するサービス(以下、「旅行サービス」といいます。))の提供を受けることができるとともに、手配し、旅程管理することを引き受けます。

3-1. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1) 当社にて必要事項をお申し出のうえ、ホームページ、パンフレットに記載した申込金を添えてお申込みいただきます。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記入いただく場合もございます。申込金は旅行代金をお支払いいただくとき、その一部として繰り入れれます。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。
- (2) (A) 当社は電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して 3 日以内にお申し込み内容を確認の上申込金の支払いをさせていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社はお申込みはなかったものとして取り扱います。
- (B) 予約で予約・店舗で支払いをする場合には、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して 2 日以内にお申し込み内容を確認の上、申込金の支払いをさせていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合は、当社がお申込みはなかったものとして取り扱います。
- (3) 旅行契約は、電話にてお申し込みの場合、本項(2)の申込金を当社が受領したと、また、郵便又はファクシミリでお申し込みの場合は、申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに、成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段で申込した場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、本項(2)(3)の定めにより契約が成立します。

区分	申込金(おひとりの)
旅行代金が 30 万円以上	50,000 円以上旅行代金まで
旅行代金が 15 万円以上 30 万円未満	30,000 円以上旅行代金まで
旅行代金が 15 万円未満	20,000 円以上旅行代金まで

ただし、特定期間、特定コースにつきましては別途パンフレットに定めるところによります。また、上記表内の「旅行代金」とは、第 5 項の「基準旅行代金」をいいます。

- (4) 当社は、お申し込みいただいた旅行が、その時点で廃席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様に旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い(以下「キャンセル待ちの取扱い」といいます。)) をすることがあります。
- A) お客様がキャンセル待ちの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からのお返事をお待ちいただける期間(以下「キャンセル待ち期間」といいます。)) を確認の上、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点では旅行契約が成立していません。また、当社は、将来に旅行契約が成立することを約束するものではありません。
- B) 当社は、前(A)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
- C) 旅行契約は、当社が前(2)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客様に発した時(ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時)に成立するものとし、
- D) 当社は、キャンセル待ち期間内に旅行契約の締結を締結できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
- 当社は、キャンセル待ち期間内に当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からキャンセル待ちの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのキャンセル待ちの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあつたときでも当社は取消料をいたしません。

3-2. 団体・グループ契約

- (1) 当社は、団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結および解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- (2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出していただきます。
- (3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現在負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何ら責任を負うものではありません。
- (4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

4. お申し込み条件

- (1) 18 才未満の方は親権者の同意書が必要です。15 歳未満もしくは中学生以下の方はご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2) ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に該当しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (4) お客様が当社に対して暴力の又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行なった場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (5) お客様が風俗を流布したり、偽計や威力を用いた旅行の信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (6) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちに申し出ください。) あるいはあなたがご所属する団体において、旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出してください。
- (7) 前号のお申し出をお受けした上で、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これを断して、お客様の状況及び必要となる措置について伺い、又は書面ですれぞれを申し出ていただくことがあります。
- (8) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書提出、コースの一部について内容を変更する等とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただきますことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別措置に関する費用は原則としてお客様の負担となります。
- (9) 当社は、本項(1)(2)(6)(7)(8)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申し込みの日から、(6)(7)(8)はお申し出の日から、原則として 1 週間以内にご連絡いたします。
- (10) お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になった当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。

- (1) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお断りする場合があります。
- (2) お客様様はお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとお当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3) その他当社業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表の渡し

- (1) 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はホームページ又はパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- (2) 本項(1)の契約書面を補充する書面として、当社はお客様に、集合時刻・日程、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までににお渡しします。(原則として旅行開始日の 2 週間前(7 日前)にはお渡しするよう努めますが、年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の前日にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までににお渡しします。)) したが、お申し込みが旅行開始の前日から起算してさかのぼって 7 日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 3 1 日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 3 1 日目にあたる日より前にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までににお支払いいただきます。また、当社がお客様が第 2 4 項に規定する運賃契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無しで旅行代金(申込金、追加代金として表示したものを含みます。))や第 15 項に規定する取消料・違約料、第 10 項に規定されている追加料金及び第 14 項記載の交替手数料をお支払いいただくことがあります。

7. 旅行代金について

旅行代金(基準旅行代金)とは、パンフレット等に明示されたコースの旅行代金に追加代金を加えた金額をいいます。旅行代金は、第 3 項の「申込金」、第 15 項(1)の A)の A)の「取消料」、第 15 項(1)の B)の A)の「違約料」、及び第 23 項の「変更補償金」の算出の際の基準となります。子供代金は旅行開始時満 2 歳以上 12 歳未満のお子様にご利用します。また 1 人部屋追加代金は大人、子供一律、1 名様のお子様です。

8. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した航空(エコノミークラス)、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃(等級の選択ができるコースと特定の等級を利用するコースとがあり、パンフレットに明示します)
- (2) 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所/旅行日程に「お客様負担」または「各自」で表記している場合を除きます)
- (3) 旅行日程に明示した観光の料金(バス料金、ガイド料金、入場料)
- (4) 旅行日程に明示したホテルの宿泊の料金および朝食・サービス料金(カテゴリー等に特に別途の記載がない限り、2 人部屋に 2 人ずつの宿泊を基準とします)
- (5) 旅行日程に明示した食事の料金および税・サービス料金
- (6) 手荷物の運送料金
- (7) 個人入庫サービス 1 個の手荷物運送料金(航空機で運搬の場合はお一人様 20 キロ以内が原則となっておりますが、ご利用等級や方面によって異なりますので、詳しくは係員にお尋ねください。また、一部は空港・駅・港・ホテルなどではポーターがない等の理由により、お客様ご自身で運搬していただく場合があります)
- (8) 添乗員同行コースの添乗員の同行費用
- (9) 燃焼油チャージ込みコースの燃焼油チャージ
- (10) 上記諸費用は、お客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

- (1) 前項(1)(8)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
 - A) 超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を超える分について)
 - B) クリーニング代、電報・電話料、ホテルのボーイ・メイドに対する心付け、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料(傷害・疾病に関する医療費)
 - C) 送迎手続関係諸費用(旅券印刷紙代・旅券証紙代、査証料、予防接種料金、送迎手続代行料金等)
 - D) 希望者のみが参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金
 - E) 日本国内のご自宅と集合地・解散地間の交通費、宿泊費等
 - F) 空港施設使用料、空港税・出国税等(以下空港税等)運送機関が政府その他の公的機関によりまして収受しているもの。但し、空港税等を含むにしていることを表記されているものを除きます。空港税等についてはコースにより旅行代金とは別に日本にお支払いいただく場合と、現地でお支払いいただく場合があります。
 - G) 運送機関の誤り等による遅延・料金、但し、パンフレット・ホームページ等に当該追加運賃・料金を含む旨を表記している場合を除きます。

10. 追加代金

- (1) 第 7 項(1)の「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合は除きます。))
 - A) お 1 人部屋を使用される場合の追加代金。
 - B) ホームページ、パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金。
 - C) 「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金。
 - D) ホームページ、パンフレット等で「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。
 - E) ホームページ、パンフレット等で当社が「C・F グレードアップ」と称する航空座席のクラス変更に関する運賃差額。
 - F) 平日・休日、及び出発・帰着曜日による追加代金。
 - G) その他ホームページ、パンフレット等で「××××追加代金」と称するもの(ストリートチェック追加代金、航空会社指定ご希望をお受けする非ホームページ、パンフレット等に記載した場合は追加代金等)。

11. 旅券・査証について

- (1) 旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の取扱い手續は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社は、所定の料金を申し受け、別途契約として送迎手続の一部代行を行います。この場合、当社がお客様ご自身に起因する事由により旅行・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。
- (2) 旅行の国又は地域によって旅券に有効残存期間を必要とする場合や査証を必要とする場合があります。ホームページ、パンフレット又は別途お渡しする書面記載内容をご確認ください。

12. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてはやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

13. 旅行代金の額の変更

- (1) 申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。
- (2) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合、旅行契約を締結した後にでも契約の内容を変更することがあります。変更に際しては、当社の判断として旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。

ありませぬ。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算して 15 日目にあたる日より前にお知らせいたします。

(3) 寄人数でお申し込みの場合に 1 人部屋を利用するお客様から 1 人部屋追加代金を申し受けたら旅行契約にあって、複数で申し込んだお客様の方が契約を解除したために他のお客様が 1 人部屋となったときは、契約を解除したお客様から追加料金を申し受けた場合、1 人部屋を利用するお客様から 1 人部屋追加代金を申し受けます。

14. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様が所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替を要する手数料として 10,000 円(消費税別)をいただきます。(既に航空券を発行しているお客様、別途再発券に関する費用を請求する場合があります。)) また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なおお客様は、利用運送機関・宿泊機関が旅行者の交替に同意しない理由により、交替をお断りする場合があります。

15. 旅行契約の解除・払い戻し

- (1) 旅行開始前
 - A) お客様の解除権
 - (ア) お客様はホームページ、パンフレットに記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込み店の営業時間内にお受けします。
 - (イ) お客様は以下の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
 - a. 旅行契約内容が変更されるとき、ただし、その変更が第 23 項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限り、
 - b. 第 13 項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき、
 - c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが高くなること、
 - d. 当社がお客様に対し、第 5 項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までににお渡ししなかったとき、
 - e. 当社に責を負すべき事由により、ホームページ、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき、
 - (ウ) 当社は本項(1)の A)の A)より旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(1)の B)の A)より、旅行契約の解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻しをいたします。
 - (エ) 日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めさせていただきます」以上の危険情報が発表された場合は、当社は原則として旅行を実施を取りやめます。但し、十分な安全措置を講じていることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合(当社が旅行を実施する場合)お客様が旅行をお取消しになられるときは、所定の取消料が必要となります。
 - (オ) お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等の行程中の一部の変更については、ご旅行全体の取消料とみなし、所定の取消料をお受けします。
 - (カ) 当社の責としない各種ローンの取扱い上及びその他渡航手続上の事由に基づきお取消しになる場合も、所定の取消料を収受いたします。

契約解除日	a 特定日外旅行を開始する旅行	b 特定日以外に旅行を開始する旅行
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 40 日前以降～31 日前日まで	旅行代金の 10%	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日前以降～3 日前日まで	旅行代金の 20%	
旅行開始日の前々日～当日の旅行開始前日まで	旅行代金の 50%	
旅行開始後及び無連絡不参加	旅行代金の 100%	

※特定日とは、4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7 に旅行を開始する旅行に適用されます。
当社はお客様による旅行契約が解除されたときは、すでに収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。

16. 当社の解除権

- (1) お客様が第 6 項に規定する期日までに旅行代金を支払われなかったときは、当社が旅行契約を解除することがあります。このときは、本項(1)の A)の A)に規定する取消料と同等の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
 - a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき、
 - b. お客様が第 4 項(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき、
 - c. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他事由により、当社の旅行に耐えられなくなり認められたとき、
 - d. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあること認められたとき、
 - e. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき、
 - f. お客様の人数がホームページ、パンフレットに記載した最少催行人数に満たないとき、この場合は 4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7 に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 3 3 日目にあたる日より前に、また、同期間以外に旅行契約締結するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 23 日目にあたる日より前に旅行中止のご通知をいたします。
 - g. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが高くなること、
 - h. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが高くなること、
 - i. 上記 h の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めさせていただきます」以上の危険情報が発表されたときは(但し十分に安全措置を講じていることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合のお取消料については、本項(1)の A)の A)に準じます。))
 - j. 上記 h の一例として、新規に就航する航空会社および新規に就航する路線を利用する場合、ならびにチャーター便を利用する場合には、航空会社による開催国政府の許可の取得ができなかったことにより運送サービスが中止されたときは、既に本項(1)の A)の A)より旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払

